

## VI 資料編

### 1 銚田市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって銚田市の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、銚田市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生に関する目標及び施策に関する基本的方向に関すること。
- (2) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (3) 人口ビジョン及び総合戦略の進行管理に関すること。
- (4) その他、本部の設置趣旨に関連すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長をもって充て、本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部長は、必要に応じ、会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第5条 本部長は、第2条に掲げる事項を推進するにあたり、補助機関としてワーキングチームを設置するものとする。

2 ワーキングチームの構成は、本部長が指名するものとする。

(事務局)

第6条 本部の庶務は、総務部 政策秘書課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営その他について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

別表

本部員	総務部長、市民部長、産業経済部長、建設部長、健康福祉部長、教育部長、上下水道部長
-----	--

## 2 銚田市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

---

(設置)

第1条 銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び施策の推進にあたり、専門的見地から広く意見を聴取するため、銚田市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 銚田市人口ビジョンの策定に関する事
- (2) 銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び成果検証に関する事
- (3) その他本市のまち・ひと・しごと創生に関する事

(組織)

第3条 有識者会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民及び市民団体代表者
- (2) 商工業・農林水産業関係団体の代表者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 金融機関の代表者
- (5) 企業等（労働団体）の代表者
- (6) 議会及び行政機関の代表者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 有識者会議に、まち・ひと・しごと創生に関し専門的知識を有するアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 有識者会議に座長及び副座長を1人置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、会議を総理し、有識者会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 有識者会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 4 有識者会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報償費等)

第7条 市は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、総務部政策秘書課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の会議の招集及び委員長が決定されるまでの議長は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

## VI 資料編

### 3 銚田市まち・ひと・しごと創生庁内ワーキングチーム設置要綱

## 3 銚田市まち・ひと・しごと創生庁内ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 銚田市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱第5条の規定に基づき、銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び進行管理にあたり、庁内の総合調整を図るため、「銚田市まち・ひと・しごと創生庁内ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキングチームは、次の事項を所掌し、その所掌事項について協議、検討等を行った結果を市長に報告する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定のための資料収集、調査等に関すること。
- (2) 人口ビジョン及び総合戦略の策定のための総合調整に関すること。
- (3) 人口ビジョン及び総合戦略の進行管理に関すること。
- (4) その他、人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。

(構成)

第3条 ワーキングチームは、チーム長、副チーム長及びチーム員をもって構成する。

2 チーム長には政策秘書課長を、副チーム長には政策秘書課長補佐をもって充てる。

3 チーム員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 チーム長は、必要に応じ、会議を招集し、これを主宰する。

2 チーム長に事故があるときは、副チーム長がその職務を代理する。

3 チーム長は、必要があると認めるときは、チーム員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第5条 ワーキングチームの庶務は、総務部 政策秘書課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

別表

チーム長	政策秘書課長
副チーム長	政策秘書課長補佐
チーム	総務課長補佐、総務課危機管理室長補佐、まちづくり推進課長補佐、財政課長補佐、生活環境課長補佐、保険年金課長補佐、産業経済課長補佐、商工観光課長補佐、都市計画課長補佐、健康増進課長補佐、介護保険課長補佐、社会福祉課長補佐、子ども家庭課長補佐、教育総務課長補佐、指導課係長、生涯学習課長補佐、銚田中央公民館副館長

## 4 策定経過について

年月日	会議名または取り組み	内 容
令和元年 8月1日(木)	第1回銚田市まち・ひと・しごと 創生有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ まち・ひと・しごと創生の概要等の確認</li> <li>➤ 地方創生推進交付金事業の効果検証について</li> <li>➤ 銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の事業進捗状況等について</li> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の策定について</li> </ul>
7月～9月	各種アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高校生の定住意向、仕事、Uターンなどに関するニーズ調査 【対象】銚田第一、銚田第二、銚田農業に通う高校3年生 【回収】559票</li> <li>■ 若者定住意向、仕事、Uターンなどに関するニーズ調査 【対象】25歳以上40歳以下の男女1,500名 【回収】339票(回収率22.6%)</li> </ul>
11月1日(金)	第1回銚田市まち・ひと・しごと 創生本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の策定について</li> <li>➤ 銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の事業進捗状況等について</li> </ul>
11月5日(火)	第1回銚田市まち・ひと・しごと創 生庁内ワーキングチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の策定について</li> <li>➤ 銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の事業進捗状況等について</li> </ul>
12月5日(木)	議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の策定について</li> <li>➤ 銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の事業進捗状況等について</li> </ul>
12月11日(水)、 12日(木)、13日 (金)、16日(月)	第2回銚田市まち・ひと・しごと 創生庁内ワーキングチーム会 議(分科会方式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略(素案)の検討について</li> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の成果目標・KPI等の検討について</li> </ul>
令和2年 1月8日(水)	第2回銚田市まち・ひと・しごと 創生本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の追加事項や見直し内容について</li> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略(素案)について</li> </ul>

#### 4 策定経過について

年月日	会議名または取り組み	内 容
1月16日(木)	第2回銚田市まち・ひと・しごと創生有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の追加事項や見直し内容について</li> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略(素案)について</li> </ul>
1月22日(水) ～2月10日(月)	第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略(素案)に係る市議会議員へ意見照会	
1月23日(木) ～2月21日(金)	第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略(素案)のパブリックコメント実施	
2月3日(月)	議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の追加事項や見直し内容について</li> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略(素案)について</li> </ul>
3月2日(月)	第3回銚田市まち・ひと・しごと創生本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略(素案)に対するパブリックコメント及び意見照会対応に係る協議</li> <li>➤ 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の決定</li> </ul>

## 第2期銚田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略

---

発行年月:令和2年3月

発行:銚田市

編集:銚田市 政策秘書課

---

所在地:〒311-1592 茨城県銚田市銚田 1444 番地 1

電話:0291-33-2111(代表)

F A X:0291-32-4443

